

鎌倉市役所庁舎における通話録音装置の運用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、鎌倉市役所庁舎における通話録音装置の運用に関し必要な事項を定めることにより、業務の公正かつ適正な執行の確保、犯罪の防止、及び職員への不当な圧力の排除を図り、以てより一層の能率的な公務の遂行を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に自動又は手動で通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声等をいう。
- (3) 通話録音装置等 通話録音装置及び通話録音データをいう。
- (4) 管理責任者 通話録音装置等を管理する者をいう。
- (5) 操作担当者 通話録音装置の管理上の必要に基づき管理責任者により通話録音装置を操作することとされた者をいう。

(管理責任者等の設置)

第3条 市は、通話録音装置等の適正な設置及び運用を図るため、管理責任者を置くものとし、公的不動産活用課担当課長をもって充てる。

2 管理責任者は、管理上必要と認める者（以下「操作担当者」という。）以外の者に、通話録音装置の操作をさせてはならない。

(設置の公表)

第4条 管理責任者は、市のホームページへの掲載その他適当と認めた方法により通話録音装置の設置及びその利用目的について公表するものとする。

(法令遵守)

第5条 管理責任者及び操作担当者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し適切な措置を講じなければならない。

2 管理責任者及び操作担当者は、個人情報が含まれる通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他安全確認のために必要な措置を講じなければならない。

3 管理責任者及び操作担当者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(通話録音装置等の適正管理)

第6条 管理責任者は、通話録音装置等については、設置場所の施錠を行うその他適切な方法により厳重に管理するものとする。

2 通話録音データの保存期間は、録音された日から概ね90日間とし、保存期間を経過したものの消去については、上書き機能により行うものとする。ただし、通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りではない。

3 通話記録は、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置等の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りではない。

(目的外利用及び提供の制限)

第7条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、通話録音データ及び複製物を利用又は提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 本人の同意がある場合

(3) 本人に提供する場合

(4) 市が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度でこれらを内部で利用する場合であって、これらを利用することについて相当の理由がある場合

(5) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にこれらを提供する場合において、これらの提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、これらを利用することについて相当の理由がある場合

(6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のためにこれらを提供する場合

(7) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合

(8) 前各号に定める事由のほか、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由がある場合

(苦情の処理)

第8条 管理責任者は、通話録音装置等の設置及び運用に関する苦情があったときは、遅滞なく適切に対応するよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この基準は、令和5年9月14日から施行する。